平成２５年（フ）第３９５号
神奈川県伊勢原市岡崎6739番地の24
債務者　市川　有子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４８２号
神奈川県秦野市平沢527番地の９
債務者　山口　節子（旧姓鞘脇）
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第９５号
新潟県新発田市舟入町１丁目17番11号　フレグランス舟入Ｂ201
債務者　佐藤美江子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第９９号
新潟県新発田市富塚町１丁目２番22号　Ｖｏｙａｇｅ　Ｍ・Ｗ102
債務者　芹野桂二郎
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第３２５号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字東出25番地２
債務者　佐藤　笑吏
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３２３号
和歌山県海南市日方204番地
債務者　中野　正宏
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３２５号
和歌山市島橋東ノ丁１番39号
債務者　田邊　澄子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３０６号
沖縄県那覇市字小禄520番地　コーポラス・マルエイ２－Ｄ
債務者　又吉美由紀
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１号
北海道小樽市緑２丁目23番13号　ウエーブリッチⅡ101号室
債務者　喜多　英夫
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１１０号
北海道余市郡余市町朝日町98番地
債務者　兼平　和志
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１１１号
北海道小樽市入船３丁目７番11号　藤ハイムＢ
債務者　加藤由紀也
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１４号
岩手県上閉伊郡大槌町安渡２丁目10番17号
債務者　田中　　茂
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２５年（フ）第４６４号
仙台市宮城野区清水沼１丁目３番34号　パークサイド清水沼Ａ―27
債務者　大内　弘恵
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５７８号
仙台市青葉区栗生４丁目11番地の18　アルベマーレ102
債務者　齋藤　明男
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５９９号
仙台市宮城野区東仙台１丁目７番10号　東仙台ハイツ107
債務者　浅田　浩司
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６０６号
仙台市青葉区小田原５丁目２番38号　コーポ竹Ａ棟102
債務者　小野寺　博
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５２号
福島県いわき市平上荒川字桜町57番地の３桜町ハイツ202
債務者　樋口　友子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福島地方裁判所いわき支部